

水と緑のふるさと基金報告書



御岳湖の湖面にうつる御嶽山（村道 1 号線から撮影）

【目 次】

1. ご寄付をいただいた皆様へ 2 ページ
2. 寄付の概況 3 ページ
3. 基金の使用 4 ページ
4. 基金の平成 21 年度末現在高 5 ページ
5. 平成 22 年度の事業計画 6 ページ
6. 寄付の受け入れデータ（月 別） 7 ページ
 // （地域別） 8 ページ
 // （個人・団体別） 9 ページ
 // （寄付者のお名前） 10～11 ページ
7. 寄付者からのメッセージをご紹介します 12 ページ
8. 王滝村むらづくり寄付条例 13 ページ

平成 22 年 6 月



長野県王滝村

1. ご寄付をいただいた皆様へ

平素は格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

王滝村は山々の新緑が一段と濃さを増し、残雪を冠した御嶽山が御岳湖に映える清々しい季節を迎えました。皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、当村の「水と緑のふるさと基金」にご寄付を賜り、厚くお礼申し上げます。

この基金は、寄付市場協会（渡辺清会長）のご指導を受けて、平成18年9月に導入いたしました。村が提示申し上げました事業メニューの中から推進させたい事業を寄付金で選択していただくことで寄付を生かした村づくりを進めようというものです。

本村には愛知用水の水源地として、また、山岳信仰の信者を全国から集める霊峰御嶽山を有する村として、過疎化・少子高齢化の進行が止まらない状況下にあっても、この地を次世代に引き継ぐ責務があります。

極めて厳しい財政状況下、この地に想いのある皆様方にご協力をお願いいたしましたところ、多くの皆様から賛同をいただきました。

お寄せいただきました寄付金は、その目的を達成するために有効に活用させていただきます。「水と緑のふるさと」の未来のために今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げながら、ここに平成21年度の「水と緑のふるさと基金」の報告をさせていただきます。



王滝村長
瀨 亨 晋

2. 寄付の概況

平成21年度（第4期）は、延べ101件（86人）のご寄付をいただきました。寄付金の総額は9,698,539円でした。

事業項目	寄付額（円）	件数（件）
①木曾御嶽山の環境整備	811,478	22
②森林整備及び水源涵養	7,353,589	39
③自然エネルギーの利用促進	25,000	3
④教育の推進並びに文化の保全及び育成	184,000	6
未指定	1,324,472	31
合計	9,698,539	101

地域別では長野県が13件で、内訳は王滝村が1件、王滝村以外が12件となっています。長野県外は88件で、内訳は愛知県が41件、続いて岐阜県が18件、東京都9件など、1都、1府、11県の方から寄付を頂きました。（詳しくは、8ページをご覧ください）

個人・団体別では、個人が78件、団体が23件となっています。（詳しくは、9ページをご覧ください）また、個人1件あたりの平均額は、40,339円、団体の1件あたりの平均額は、351,809円となっています。

なお、平成18年度（第1期）からの寄付の概況は下記のとおりです。

事業項目	18年度		19年度		20年度		21年度		合計	
	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数	寄付額（円）	件数
①木曾御嶽山の環境整備	2,119,191	75	1,766,088	58	1,461,536	22	811,478	22	6,158,293	177
②森林整備及び水源涵養	1,464,500	142	1,986,570	43	3,244,500	29	7,353,589	39	14,049,159	253
③自然エネルギーの利用促進	231,000	11	216,000	9	197,000	6	25,000	3	669,000	29
④教育の推進並びに文化の保全及び育成	1,205,000	18	127,000	10	937,000	13	184,000	6	2,453,000	47
未指定	2,403,000	58	2,543,045	42	1,637,494	37	1,324,472	31	7,908,011	168
合計	7,422,691	304	6,638,703	162	7,477,530	107	9,698,539	101	31,237,463	674

3. 基金の使用

【21年度事業実績】

(単位:千円)

施策メニュー	実施事業	事業費	基金繰入額
森林整備及び水源涵養	村有林整備事業	9,750	2,342
計		9,750	2,342

平成21年度は村有林整備事業に対し、基金の中から2,342,000円を取り崩し使用しました。

○森林整備及び水源涵養

- ・ヒノキ林及びカラマツ林を中心に82.67haの間伐を実施しました。
ヒノキ林は、林齢が若いため切り捨て間伐を行い、カラマツ林は作業道、1路線700mを開設し、約6.0haの搬出間伐を行いました。
- ・ツキノワグマによる樹皮剥ぎ被害に遭った林分3.71haの獣害防除（樹皮剥ぎ防止テープ巻き）作業を実施しました。
- ・広葉樹林分4.34haの除伐作業を実施し、農地周辺及び道路脇の林地を緩衝帯として整備しました。



間伐したヒノキ林



獣害防除で木に樹皮剥ぎ防止テープを巻きました



緩衝帯や里山整備を行いました。

4. 基金の平成 21 年度末現在高

寄付金は全額、水と緑のふるさと基金に積立てました。

また、21年度は運用益として10,270円の基金利子が生じ、基金の平成21年度末(平成22年3月31日)現在高は、22,530,296円となっています。

【年度別】

(単位：円)

事業項目	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
①木曾御嶽山の環境整備	2,119,191	1,766,088	1,461,536	811,478	6,158,293
②森林整備及び水源涵養	1,464,500	1,986,570	3,244,500	7,353,589	14,049,159
③自然エネルギーの利用促進	231,000	216,000	197,000	25,000	669,000
④教育の推進	1,205,000	127,000	937,000	184,000	2,453,000
未指定	2,403,000	2,543,045	1,637,494	1,324,472	7,908,011
積み立て合計(A)	7,422,691	6,638,703	7,477,530	9,698,539	31,237,463
利子(B)	0	11,391	37,172	10,270	58,833
基金取り崩し(C)	0	707,000	5,717,000	2,342,000	8,766,000
基金残高 (A)+(B)-(C)	7,422,691	5,943,094	1,797,702	7,366,809	22,530,296

【基金の取り崩しの内訳】

(単位：円)

事業項目	寄付金額合計	過年度 基金取り崩し	21年度 基金取り崩し	基金残高
①木曾御嶽山の環境整備	6,158,293	3,000,000	0	3,158,293
②森林整備及び水源涵養	14,049,159	1,787,000	2,342,000	9,920,159
③自然エネルギーの利用促進	669,000	360,000	0	309,000
④教育の推進	2,453,000	1,277,000	0	1,176,000
未指定	7,908,011	0	0	7,908,011
利 子	58,833			58,833
合 計	31,296,296	6,424,000	2,342,000	22,530,296

5. 平成22年度の事業計画

平成22年度は、以下の事業に基金から、3,000,000円を使用する予定です。(平成22年度王滝村一般会計当初予算に計上しました。)

これ以外の事業については現在検討中であり、今後、事業内容と基金の残高を考慮しながら実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図るため事業展開を進めていきます。

【22年度事業計画】

(単位：千円)

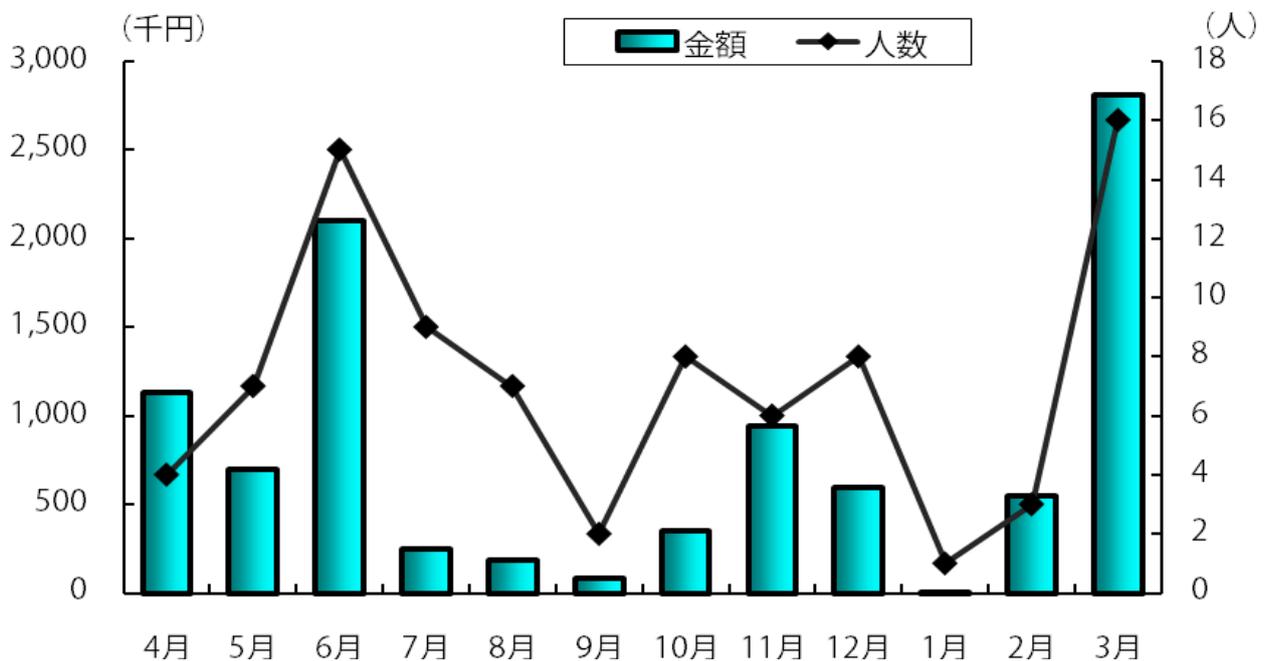
施策メニュー	実施事業	事業費	基金繰入額
木曾御嶽山の環境整備	登山道補修事業	2,000	1,000
森林整備及び水源涵養	村有林整備事業	14,000	2,000
計		16,000	3,000

6. 寄付の受け入れデータ

【月 別】

(金額単位：円)

	木曾御嶽山の環境整備に関する事業		森林整備及び水源涵養に関する事業		自然エネルギーの利用促進に関する事業		教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業		指定なし		寄付合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	人数
4月	1	10,000	4	1,110,000	1	10,000	0	0	0	0	6	1,130,000	4
5月	1	10,000	4	579,235	1	5,000	2	25,000	2	80,000	10	699,235	7
6月	5	42,000	10	1,987,354	1	10,000	2	49,000	1	10,000	19	2,098,354	15
7月	2	100,000	1	10,000	0	0	0	0	6	137,000	9	247,000	9
8月	3	40,000	2	120,000	0	0	0	0	3	27,472	8	187,472	7
9月	1	51,917	0	0	0	0	0	0	1	30,000	2	81,917	2
10月	2	37,561	4	30,000	0	0	0	0	3	280,000	9	347,561	8
11月	2	30,000	4	905,000	0	0	0	0	1	10,000	7	945,000	6
12月	5	490,000	5	97,000	0	0	1	10,000	0	0	11	597,000	8
1月	0	0	1	5,000	0	0	0	0	0	0	1	5,000	1
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	3	550,000	3	550,000	3
3月	0	0	4	2,510,000	0	0	1	100,000	11	200,000	16	2,810,000	16
計	22	811,478	39	7,353,589	3	25,000	6	184,000	31	1,324,472	101	9,698,539	86

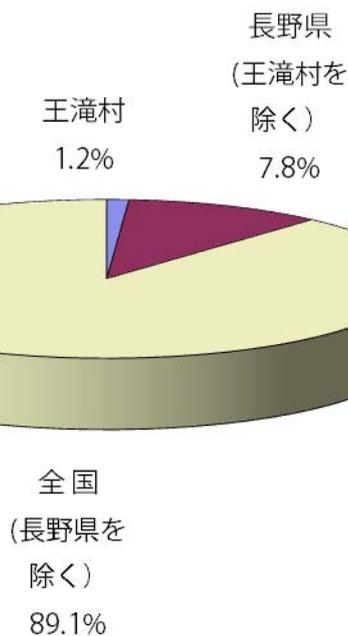


【地域別】

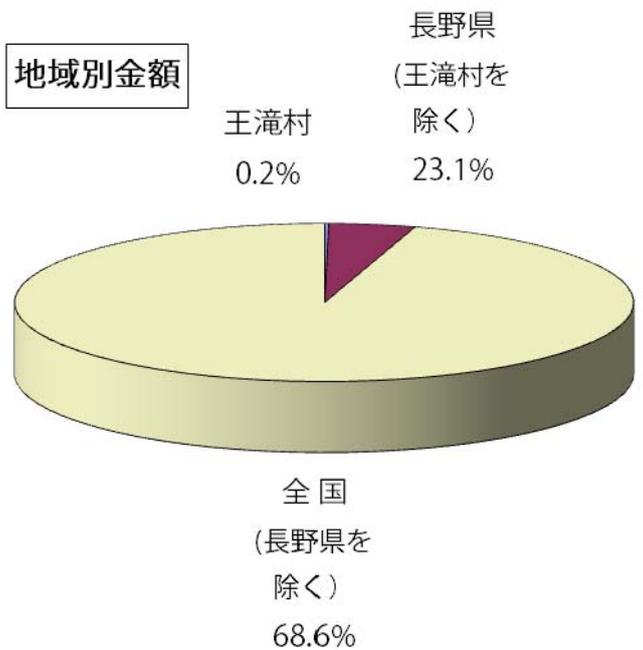
(金額単位：円)

	木曾御嶽山の環境整備に関する事業		森林整備及び水源涵養に関する事業		自然エネルギーの利用促進に関する事		教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業		指定なし		寄付合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額
王滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20,000	1	1	20,000
長野県 (王滝村を除く)	4	67,000	3	32,000	1	10,000	0	0	4	330,000	12	9	439,000
全国	18	744,478	36	7,321,589	2	15,000	6	184,000	26	974,472	88	76	9,239,539
茨城県	1	5,000	1	5,000					1	10,000	3	2	20,000
埼玉県									2	15,000	2	2	15,000
千葉県	2	100,000									2	2	100,000
東京都	1	5,000	7	4,060,000					1	200,000	9	9	4,265,000
神奈川県	1	20,000	1	92,800					2	20,000	4	4	132,800
富山県			1	10,000							1	1	10,000
岐阜県	3	89,478	3	515,000			1	100,000	11	150,000	18	17	854,478
愛知県	7	500,000	21	2,613,789	2	15,000	3	30,000	8	574,472	41	33	3,733,261
三重県									1	5,000	1	1	5,000
滋賀県	1	10,000					1	39,000			2	2	49,000
大阪府	1	5,000	1	5,000							2	1	10,000
広島県							1	15,000			1	1	15,000
鹿児島県	1	10,000	1	20,000							2	1	30,000
匿名のため不明													
今年度計	22	811,478	39	7,353,589	3	25,000	6	184,000	31	1,324,472	101	86	9,698,539

地域別人数



地域別金額

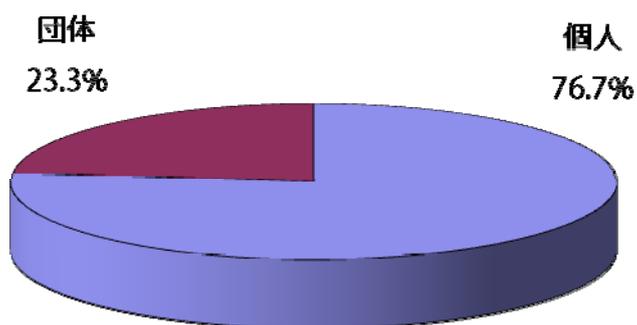


【個人団体別】

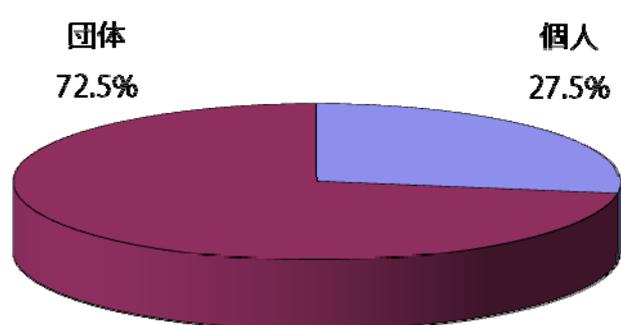
(金額単位：円)

	木曾御嶽山の環境整備に関する事業		森林整備及び水源涵養に関する事業		自然エネルギーの利用促進に関する事業		教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業		指定なし		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数	金額
個人	19	717,000	23	464,354	2	20,000	5	174,000	29	1,287,000	78	66	2,662,354
村内									1	20,000	1	1	20,000
団体	3	94,478	16	6,889,235	1	5,000	1	10,000	2	37,472	23	20	7,036,185
村内													
匿名													
今年度計	22	811,478	39	7,353,589	3	25,000	6	184,000	31	1,324,472	101	86	9,698,539
村内									1	20,000	1	1	20,000

個人団体別一人数



個人団体別一金額



【個人の寄付者のみなさま】

氏名	住所	寄付金額(円)	氏名	住所	寄付金額(円)
小林 昇	千葉県 松戸市	50,000	寄付者 15	長野県 木曾町	30,000
根本 和夫	千葉県 柏市	50,000	寄付者 16	岐阜県 中津川市	100,000
庄司 眞	東京都 中央区	100,000	寄付者 17	岐阜県 中津川市	10,000
新井 卓	東京都 八王子市	200,000	寄付者 18	岐阜県 中津川市	10,000
安間 稔	東京都 町田市	10,000	寄付者 19	岐阜県 中津川市	10,000
宮下 敏宏	長野県 松川町	100,000	寄付者 20	岐阜県 中津川市	10,000
宮下 敏宏	長野県 松川町	100,000	寄付者 21	岐阜県 中津川市	10,000
宮下 敏宏	長野県 松川町	100,000	寄付者 22	岐阜県 中津川市	10,000
許 修誓	長野県 王滝村	20,000	寄付者 23	岐阜県 中津川市	10,000
各務 正之	岐阜県 岐阜市	10,000	寄付者 24	岐阜県 下呂市	10,000
洞田 睦	岐阜県 中津川市	50,000	寄付者 25	岐阜県 下呂市	10,000
中西 勝巳	愛知県 名古屋市	10,000	寄付者 26	岐阜県 下呂市	10,000
尾崎 光治	愛知県 名古屋市	50,000	寄付者 27	岐阜県 揖斐川町	10,000
竹内 稔	愛知県 半田市	50,000	寄付者 28	愛知県 名古屋市	60,000
寺島 均	愛知県 東郷町	10,000	寄付者 29	愛知県 名古屋市	40,000
岡戸 幹雄	愛知県 阿久比町	5,000	寄付者 30	愛知県 名古屋市	12,000
松崎 健自	三重県 松阪市	5,000	寄付者 31	愛知県 名古屋市	10,000
嶋田 俊雄	大阪府 大阪市	10,000	寄付者 32	愛知県 名古屋市	5,000
中尾正一郎	鹿児島県 鹿児島市	30,000	寄付者 33	愛知県 名古屋市	120,000
寄付者 1	茨城県 土浦市	10,000	寄付者 34	愛知県 名古屋市	60,000
寄付者 2	茨城県 つくば市	10,000	寄付者 35	愛知県 名古屋市	10,000
寄付者 3	埼玉県 川口市	5,000	寄付者 36	愛知県 名古屋市	50,000
寄付者 4	埼玉県 秩父市	10,000	寄付者 37	愛知県 半田市	5,000
寄付者 5	東京都 杉並区	50,000	寄付者 38	愛知県 半田市	47,354
寄付者 6	東京都 台東区	5,000	寄付者 39	愛知県 半田市	5,000
寄付者 7	神奈川県 横浜市	10,000	寄付者 40	愛知県 小牧市	200,000
寄付者 8	神奈川県 平塚市	10,000	寄付者 41	愛知県 小牧市	100,000
寄付者 9	神奈川県 南足柄市	20,000	寄付者 42	愛知県 小牧市	150,000
寄付者 10	富山県 高岡市	10,000	寄付者 43	愛知県 大府市	5,000
寄付者 11	長野県 高森町	30,000	寄付者 44	愛知県 大治町	300,000
寄付者 12	長野県 上松町	25,000	寄付者 45	滋賀県 大津市	39,000
寄付者 13	長野県 木曾町	12,000	寄付者 46	滋賀県 大津市	10,000
寄付者 14	長野県 木曾町	12,000	寄付者 47	広島県 広島市	15,000

(注)・氏名等の個人情報の掲載については、ご本人に了承を得ています。また、敬称は省略させていただきました。

・氏名等の公開を希望されない方については「寄付者」としました。

・個人名は市町村順（総務省地方公共団体コード順）に掲載しています。「寄付者」についても同様です。

【団体の寄付者のみなさま】

団体名	住 所		寄付金額(円)
ピーアークホールディングス株式会社	東京都	中央区	1,000,000
ピーアークホールディングス株式会社	東京都	中央区	1,900,000
東京ガールズコレクション	東京都	港区	750,000
日興コーディアル証券株式会社	東京都	港区	250,000
有限会社 パワースポーツ	神奈川県	藤沢市	92,800
有限会社 かつ玄	長野県	松本市	30,000
御嶽本教信和館	岐阜県	岐南町	51,917
御嶽本教信和館	岐阜県	岐南町	32,561
社団法人 愛知県浄化槽協会	愛知県	名古屋市	30,000
辰美会	愛知県	名古屋市	381,435
ライオンズクラブ国際協会 334-A地区 7R2Z	愛知県	名古屋市	550,000
半田市水道事業	愛知県	半田市	600,000
愛知用水土地改良区刈谷東鏡管理区	愛知県	刈谷市	10,000
ライオンズクラブ国際協会 334-A地区 5R1Z	愛知県	阿久比町	300,000
ライオンズクラブ国際協会 334-A地区 5R2Z	愛知県	大府市	300,000
ライオンズクラブ国際協会 334-A地区 5R2Z	愛知県	大府市	50,000
独立行政法人 水資源機構 愛知用水総合管理所	愛知県	東郷町	100,000
東浦ライオンズクラブ	愛知県	東浦町	100,000
寄付団体 1	岐阜県	中津川市	500,000
寄付団体 2	愛知県	名古屋市	7,472

(注)・団体名の掲載については、了承を得ています。

- ・団体名の公開を希望されない方については「寄付団体」としました。
- ・団体名は市町村順（総務省地方公共団体コード順）に掲載しています。「寄付団体」についても同様です。



ふれあい運動会の様子

7. 寄付者からのメッセージをご紹介します

平成 20 年度決算から、新しい指標で地方公共団体の財政状況等が示され比較される厳しい時代に突入します。お互いに頑張りましょう。

08 年度決算は、財政破綻状態の再生団体ではなく、早期健全化団体になり、よかったですね。これも瀬戸村長様を初め、職員の方々の給与の大幅カットやいろいろの事業の抑制等によるところ大だと思います。本当に皆様の努力に頭が下がります。09 年度はさらに良くなると良いですね。

水源地域を応援します。森を守り、山を守り、川を守ることが豊かな水を守ることに繋がります。川や水によるつながりを大切にしたいと思います。

同じ木曾谷の中で頑張っている王滝村の方々に私は、元気をいただいています。合併木曾に限りなき、尊さを感じます。王滝村の御回復と御発展を祈っております。

自然素材の持ち合わせる力を上手に活かせば、国内の供給者側だけでなく、利用者にとってもメリットが生じます。国産材の供給に協力したいと思います。

愛知用水を利用している稲作農家です。水源の森へ常に感謝しています。

子供の頃、御嶽山の途中まで登ったことがあります。そんな縁もあり少しではありますが寄付をさせていただきました。登山道整備等に役立てていただけるとありがたいです。

社会人となってから、王滝村には大変お世話になっています。自然を守り、きれいな村づくりに役立てていただけたらと思い寄付をさせていただきます。

御嶽山は何度か登ったことがありますが、とてもすばらしい山だと思います。19号線からもきれいに見えます。そんな御嶽山をいつまでも大切に守ってください。

大変厳しかった財政も持ち直してきていると聞きました。ますます頑張って良い村づくりを進めてください。応援しています。少しですが寄付をさせていただきます。



自然湖

8. 王滝村むらづくり寄付条例

平成 18 年 9 月 21 日
条例第 2 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、王滝村内外からの寄付を通じた参加型の地方自治を実現し、王滝村の地域にあった活力あるむらづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 前条に規定する目的に対し、王滝村へ寄付を行う者（以下「寄付者」という。）から收受した寄付金を適正に管理運用するために、水と緑のふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄付金の使途指定等)

第 3 条 寄付者は、自らの寄付金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。なお、指定のない寄付金については、村長が指定を行うものとする。

- (1) 木曾御嶽山の環境整備に関する事業
- (2) 森林整備及び水源涵養に関する事業
- (3) 自然エネルギーの利用促進に関する事業
- (4) 教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業

(寄付者への配慮)

第 4 条 村長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金の積立て)

第 5 条 基金として積立てる額は、第 1 条の目的のために寄付された寄付金の額とする。

(基金の管理)

第 6 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第 8 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、第 3 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第 9 条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰入れて運用することができる。

(運用状況の報告及び公表)

第 10 条 村長は、毎年度の終了後 3 ヶ月以内にこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行／編集／印刷

〒397-0201 長野県木曾郡王滝村 3623

王滝村役場 総務課

TEL : 0264(48)2001

FAX : 0264(48)2172

Email : otakivil@vill.otaki.nagano.jp

ホームページ : <http://www.vill.otaki.nagano.jp/>